

おしらせHOTコーナー 案内・催し

競争入札参加資格審査申請の追加受け付け

平成20年度物品等業種（土木施設維持管理業務を除く）の競争入札参加資格審査申請の追加受け付けを実施します。

登録期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

平成20年1月15日から28日までに郵送で財政課物品契約担当へ（消印有効）

※申請の手引きは、市ホームページからダウンロードしてください。

※建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の競争入札参加資格審査申請の追加受付期間は、12月10日から21日までです。

財政局課 ☎445

『守ろう！確かめよう！』の最低賃金

県最低賃金が10月20日から時間額702円に改正されました。これは、県内すべての労働者とその使用者に適用されます。

なお、特定の産業については別途産業別最低賃金が適用されます。

【保健センターからのお知らせ】

①骨粗しょう症検診

平成20年1月9日(水) 午前8時45分～10時45分、午後1時～2時45分 ※結果説明会 平成20年1月23日(水) 午前10時

20歳以上の市民の方

関問診、骨密度測定

午前30人、午後30人(申込順)

無料

②臨時乳がん検診(予約制)

乳がん検診は、早期発見や予防への近道です。なお、エックス線検査の場合は、多少時間がかかりますのでご了承ください。

平成20年1月22日(火) 受付時間 午後0時30分～1時

岡崎玉労働局賃金室 ☎048・600・6205、春日部労働基準監督署 ☎048・735・5227



公民館講座

①天体観察会

平成20年1月19日(土) 午後6時30分～8時30分

一般・在住・在学・在勤の方(小学生以下は保護者同伴)

火星・月のクレーターを観察 ※講師 細井進さん(草加市天文愛好会会長) ほか

②やさしい英会話教室

平成20年1月24日～2月21日(毎週木曜日・全5回) 午後2時～3時10分

50歳以上の方

やさしい英会話を、遊びやゲームなどで楽しく学習する。 ※講師 神岡和子さん、能登登さん

20人(申込順)

①②共通 八幡公民館会議室1 平成20年1月10日から、窓口または電話で八幡公民館(☎995・6216、受付時間 午前9時～午後5時)へ

中級エアロビクス教室

平成20年1月17日～3月6日(毎週木曜日・全8回) 午前10時～11時15分

八幡公民館会議室1

市内在住・在勤の方

有酸素運動を行いながら、ターンやステップなどを豊富に組み入れてよりレベルアップした内容で運動の効果を高めます。

30人(申込順)

1500円(保険料含む)

12月12日午前9時から電話予約のうえ、参加費を文化スポーツセンター(☎996・5126)へ

八潮市ジュニアリーダー養成研修会

第1期 平成20年2月2日(土)・3日(日) ①16日(土)、②5月18日(日)、③6月8日(日) ④は予定) 午前9時30分～正午 第2期 2泊3日の宿泊研修会(平成20年8月予定) ※第1期研修会を3回以上出席した人は、第2期に参加することができます。

一回から参加出来るスポーツ教室

気軽に体験参加してみませんか。 平成20年1月8日～2月26日(毎週火曜日・全8回) 午前9時30分

人権それは 愛

「ここにいるよ」

私はここにいますよ
誰も私を見てくれない
誰も私の言葉を聞いてくれない
私は空気じゃない
ちゃんと見えるし、つかめるよ
誰でもいいから私に気づいて
私はいらぬよ・・・ここに

この詩からは、いじめられている人の心のさけびが聞こえてきます

「ここにいますよ」
はじめには、暴力によるものと、人を無視するなど心理的なものがあります。
一度いじめを受けた人は、心に深い傷を負い時間が経っても完全に癒えないこともあります。
自分がされて嫌なことは、相手にもしいことを心がけお互いを認め尊重しあうことによって、「いじめのない健全な社会」が実現できるのではないのでしょうか？

社会教育課 ☎392

初歩のパソコン講習と接客研修

①パソコン講習Aコース 平成20年1月21日(月)～25日(金) 午前の部 午前9時～正午、午後の部 午後1時30分～4時30分

②パソコン講習Bコース 平成20年2月4日(月)～8日(金) 午前の部 午前9時～正午、午後の部 午後1時30分～4時30分

③共通 身体障害者福祉センターやすらぎ 市内在住・在勤の身体障害者手帳を有する方

講師 吉村晃一さん(社会福祉士・社会保険労務士) ※手話通訳・要約筆記(筆記通訳)が必要な方は、申込時にお申し出ください。

30人(障害者サービス利用者証の交付を受けた方を優先、その他の身体障害者の方は申込順、参加者5人未満の場合は中止)

無料

12月28日までに電話またはファックス等で、社会福祉協議会(☎995・3636、☎995・5287)へ

体験講座「かまどで飯炊き」

平成20年1月19日(土) 午前10時～午後1時

資料館古民家 小学生以上

古民家のかまど等を使い、ご飯と味噌汁を作る。

エプロン、三角巾、茶碗 20人(申込順)

平成20年1月13日までに、参加費

子どもを虐待から守ろう

本来、子どもを暖かく育てるべき親が、子どもに暴行を加えて尊い命が奪われるなどの事件が多発し、児童虐待が深刻な社会問題となっています。

このような状況から、児童虐待防止法および児童福祉法が改正され、国・県・市および住民が連携し、虐待の未然防止・早期発見などに積極的に取り組んでいます。

児童虐待は、子どもの心身の健全な発育・発達を損ねる著しい人権侵害です。皆さんの力で、子どもを虐待から守りましょう。

こんなときは通告を

子どもが次のような「虐待を受けている」と思われるときは、すぐに身近な相談窓口へ通告してください。

①身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、熱湯をかける、溺れさせるなど

②性的虐待 性交や性的な行為を強要する、ポルノの被写体にするなど

③心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱いなど ※子どもの目の前で、夫やパートナーが、その相手に暴力を振るうことも心理的虐待の一種になります。

④保護の怠慢・拒否(ネグレクト) 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気がやがやがして病院に連れていけないなど

子育てについて悩みがある時は、一人で抱え込まず、身近な相談窓口

に気軽に相談ください。

名称	電話番号
子育て支援課	☎427
家庭児童相談室	☎472
保健センター	995-3381
越谷児童相談所	975-4152
越谷保健所	964-1266

誰から相談や通告があったかわからないように、秘密は守られます。

子育て支援課 ☎427